

○矢掛町水車の里フルーツトピア条例施行規則

平成5年8月1日

規則第29号

改正 平成17年規則第12号

平成19年規則第33号

平成25年規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢掛町水車の里フルーツトピア条例（平成5年矢掛町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第8条第1項の規定により施設の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号による施設利用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みの受付は、利用しようとする日の初日の3月前の日の属する月の初日から行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項に規定する申込書を受理した場合は、これを審査し、施設の利用を許可したときは、様式第2号による施設利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用施設等の変更)

第3条 施設の利用の許可を受けた者が、その許可に係る施設又は利用期間等の変更を希望するときは、様式第3号による施設利用変更許可申請書に同項の施設利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、様式第4号による施設利用変更許可書を申請者に交付するものとする。

(行為の許可等)

第4条 条例第10条第1項の規定により業としての写真又は映画の撮影の許可を受けようとする者は、あらかじめ様式第5号による行為許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、様式第6号による行為許可書を申請者に交付するものとする。

3 条例第10条第1項の規定により許可を受けた事項の変更を受けようとする者は、様式第7号による行為変更許可申請書に前項の行為許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項に規定する申込書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、様式第8号による行為変更許可書を申請者に交付するものとする。

(利用料の後納)

第5条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的で施設を利用するとき。

(2) 指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(利用料の減免)

第6条 条例第14条に規定する規則で定める特別の理由があるときとは、次に掲げるときとし、利用料の3割相当額以上を減額し又は利用料を免除する。

(1) 小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園又は保育園が、児童、生徒又は幼児の教育上の目的で条例第8条第1項の施設を利用するとき。

(2) 国、岡山県、矢掛町及び町内の公的団体又は公共的団体並びにこれらに準ずる機関が条例第8条第1項の施設を利用するとき。

(3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 条例第14条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申込み又は第4条第1項の申請書と同時に様式第9号による利用料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平19規則33・一部改正)

(利用料の返還)

第7条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときとは、次に掲げるときとし、返還する利用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) その責めに帰することのできない理由により施設若しくはその附属設備(以下「施設等」という。)を利用し、又は業としての写真若しくは映画を撮影することができなくなったとき。 全額

(2) 条例第18条第2項の規定により施設の利用又は業としての写真若しくは映画の撮影の許可の取消しを受けたとき。 全額

(3) 第3条第2項の許可又は第4条第4項の変更の許可を受けた場合において、変更前の利用料の額が変更後の利用料の額を超えたとき。 超過して納付している額

(4) その他指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 指定管理者がその都度定める額

2 条例第15条ただし書の規定により利用料の返還を受けようとする者は、様式第10号による利用料返還申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(禁止行為)

第8条 条例第20条第9号に規定する矢掛町水車の里フルーТПピア(以下「フルーТПピア」という。)の管理上支障がある行為とは次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用を許可されていない施設等を利用すること。
- (2) 広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (3) その他指定管理者がフルーТПピアの管理上支障があると認める行為(損傷等の届出)

第9条 フルーТПピア内の施設等及び竹木その他の物件を損傷し又は滅失した者は、その旨を係員に届け出て指示を受けなければならない。

(開園時間等)

第10条 フルーТПピアの開園時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときはこれを変更することができる。

2 指定管理者は、次に掲げる月の区分に応じ当該各号に掲げる時刻より後に民芸施設及び農業体験実習館等を利用する目的以外で入園しようとする者に対してその入園を拒絶することができる。

- (1) 1月、2月及び12月 午後5時
- (2) 3月から6月まで及び9月から11月まで 午後6時
- (3) 7月及び8月 午後7時

(休園)

第11条 指定管理者は、フルーТПピアの管理上必要があると認めるときは、休園することができる。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成２５年規則第１７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。